

○議長（中村 敦） 次は、質問順位 5 番、1、ごみは燃やさず分別して資源化するために、2、下田港湾河口の不法係留船の撤去について、3、自衛隊員募集のための名簿提供の中止を求める。

以上 3 件について、12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 日本共産党の沢登英信でございます。ただいま議長から御紹介いただきました順に、趣旨質問をさせていただきます。

まず、ごみは燃やさず分別して資源化するために、当局の見解をまずお聞きしたいと思います。

ごみ問題の解決策は、ごみになるものを生産しない、使わないことに尽きます。現時点で市町や住民、事業所にできることは、ごみはできる限り燃やさず分別して資源化することです。燃やせば必ず有害ガスが発生し、ダイオキシン類有害物質を含んだ灰が新しい炉でおきましても、5%から10%は発生いたします。灰の埋立地である最終処分場がどこでも不足をしている現状であります。また、多くの温室効果ガスを排出することになるわけです。

2000年、平成12年の循環型社会形成推進基本法の制定で、社会の物質循環、資源の消費の抑制、環境負荷低減のなど、いわゆる 3 R の推進がうたわれてまいっております。

そこで、下田市はどのような資源化を進めてこられたのか、今後どのように推進するのかをまずお尋ねしたいと思います。

2022年、令和 4 年には、プラスチック資源循環法が施行され、容器包装プラスチック類だけではなく、全てのプラスチック使用製品廃棄物の資源化が今日求められております。静岡市では、プラスチック製品を回収するためのリサイクルボックスを市内49か所に置き、回収をしていることが報道されております。下田市ではどのような計画となっているのでしょうか。雑紙回収率はどのように、今日、なっているのかお尋ねいたします。

昨年から生ごみのキエーロの取組はどのように推進し、どのような効果を上げているのかお尋ねしたいと思います。

次に、大きな 2 としまして、令和 4 年度実績、家庭排出量のごみ3,857トン、お手元の資料を御覧いただきたいと思いますが、令和 4 年度の主要な成果の 1 ページを映し出させていただいております。令和 4 年度の家庭ごみは3,857トンに対しまして、事業系のごみの排出量は3,876トン、事業系ごみのほうが多いという数字となっているわけです。全国平均

は約30%程度ですが、下田市では50%を超えています。リサイクル分が601トンで、総排出量は令和4年度は年間8,334トンであります。したがって、事業系ごみへの分別、資源化計画を実行しなくては、ごみの減量化、資源化はなし得ないということは明らかではないでしょうか。

そこで、事業者に対しても雑紙対策の取組を求めていると思いますが、どのように取り組まれているのでしょうか。

例えば、3月議会で資料を提出しました東急ホテルを例に挙げますと、紙類はコワレックス株式会社が回収をし、下田市の焼却場には持って来ないと言っております。客室に出すべきペットボトルの水は缶に切り替えたそうであります。仕出し弁当の箱、トレー、プラスチック容器、ペットボトルの回収は事業者サイクルにどのように今日乗せているのでしょうか。あおきやその他のマックスバリュ等でも店頭での回収が始められていると思いますが、どのような協力関係を取っているのでしょうか。

次に、学校給食の残飯や旅館・ホテル、食堂等からの生ごみの処理・分別を検討すべきであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、PTAのリサイクルへの取組はどのようになっているのか、各種団体や組合での取組についても、お教えをいただきたいと思えます。

南豆衛生プラントの汚泥、それから松崎の汚泥等も含めまして774トンを年間燃焼するという計画が今進められていようと思えますが、これらはまさに資源化に反するということで中止をすべきだと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

大きな3としまして、下田市市営のじん芥処理場は今後どのように運営をされていくのでしょうか。南伊豆地域広域ごみ処理事業との関係はどのように御理解したらよろしいのかお尋ねをしたいと思います。

次に、下田港湾河口の不法係留船の撤去についてをお尋ねいたします。

下田港河口の導流堤の脇には、現在8隻の漁船が不法に係留放置されております。お手元の資料、写真がそこにあるかと思えますが、御参照いただきたいと思えます。

総トン数50から60トンと思われまます鉄製の漁船6隻が放置され、7.9トンクラスの2隻は既に沈没しており、油の流出が予想されるのか、オイルフェンスらしきもので囲われております。つい数年前までは5隻程度であったことから、いわゆる廃船の捨場と言ってよい現状となっているのではないのでしょうか。

川幅70メートル程のところを25メートル程が5隻と1隻の鉄船で占められており、景観上

も船舶の航行上も問題となってきたと思います。東海地震や東南海地震等によります大津波によりこの廃船が稲生沢川に押し流されれば、みなと橋や新下田橋を壊し、下田市街地に押し寄せれば家々を破壊をする凶器となってしまうと思います。このことは、東日本大震災や能登半島大震災におきます津波の被害状況から見ましても明らかではないでしょうか。

そこでまず、この現状をどのように考えられているのか、当局及び市長にお尋ねをしたいと思います。

また、今日までどのようにこのような事態に対応されてまいったのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、下田港は避難港で沖防波堤も国で現在、建設中でございます。下田港の管理は御案内のように静岡県土木事務所だと思っておりますが、この土木事務所と下田市はどのような協議をされて、対応されてまいっているのか、お尋ねしたいと思います。

静岡県下田土木事務所が所管する賀茂地域水域利用推進調整会議の会長は下田市の副市長が当たってはいかがでしょうかと思っておりますが、この会議におきまして、下田市はどのような問題提起をされてまいったのか重ねてお尋ねをしたいと思います。

次に、自衛隊募集のための名簿提供の中止を求めることに移らせていただきます。

下田市では、自衛隊への名簿提供はどのように行われているのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

本人や保護者の承諾のない名簿提供をやっているとしたら、これは直ちに私はやめるべきであると思います。個人情報保護法や下田市個人情報の保護に関する法律施行条例のいわゆるプライバシー権や憲法13条に定める個人の尊重と公共の福祉、生命、自由及び幸福追求の国民の権利をないがしろにするものであるからであります。

憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定をしているわけであります。個人情報をみだりに第三者に開示または公表をされない自由を有するとしているわけであります。憲法前文で定めておりますように、再び政府の行為によって、戦争の惨禍を兵隊として戦地に送られないようにする、赤紙に対応するような行為を市がしていいわけが私はないと思うわけであります。

今日、2024年3月29日、現役の高校生ニックネームがR Y U、若者の個人情報を自衛隊に渡さない裁判としまして、この高校生が原告となり、自衛隊名簿提供違憲訴訟が奈良地方裁判所に提訴されているところでございます。個人情報保護法69条第1項に違反をしております。先ほど申しましたように、憲法9条及び13条、19条、思想・信条の自由に違反して、そ

して2006年、2023年に改正されました住民基本台帳にも違反をしているような名簿の提供は、現に慎むべきものと考えているところでございます。

以上、3点にわたりまして、趣旨質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは下田港湾河口の不法係留船の撤去につきまして、自分自身が土木事務所で所長をやっていたあるいはその後、危機管理監をやっていたという、そういった経歴上、じくじたるものがございます。

したがいまして、土木事務所とトップ同士で継続的に協議をしているところでございます。それについて、もう少し丁寧に申し上げます。

議員御指摘のとおり放置船が航路を塞いでしまって、場合によっては津波被害の増長を招き、さらに物揚げ場の機能にも支障を来すなどの問題がございます。これについては、緊急性が高いというふうに捉えておりまして、先ほど申しましたとおり、静岡県下田土木事務所、こちらが下田港の港湾管理者であり、かつ稲生沢川の河川管理者でもあると、この両方がかぶっているということから、下田土木事務所長に対して適正な管理を求めてきたところでございます。

これまで具体的な対応としまして、土木事務所も様々な取組をしているというふうに把握してございます。8隻の船の名前、船名、所有者の把握、それから放置禁止区域における引上げ及び撤去についての港湾管理者からの行政指導の通知の発出、そしてさらには彼らとの対話を継続しているというふうに聞いております。今後も粘り強く自主撤去の指導を行っていくということでございます。こちらとしても強く申し入れる、そういうような構えでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） それでは、私のほうから沢登議員の御質問1点目、ごみは燃やさず分別して資源化するためにとということで、大きく3点の御質問をいただいておりますので順次お答えいたします。

1点目、下田市がどのように資源化を進めてきたのか、今後どのように推進するのか。雑紙の回収、生ごみ処理機キエーロの推進、効果の状況についてのお尋ねでございます。

下田市は、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画等に基づきまして、4Rの取組とい

うことで、それを実践することでごみの減量化、排出抑制、資源化に向けた施策というものを推進してまいりました。第2次環境基本計画では4Rの推進、ごみの適正な処理を重点事項に掲げ、キューロによる生ごみ削減や雑紙の回収などごみの減量、資源化に向けた施策に取り組んでいるところでございます。

現在、一般廃棄物処理基本計画の改定を進めているところでございますので、引き続き4Rの推進に向けた施策の充実を図り、良好で快適な環境の将来世代への継承に努めてまいりたいと思います。

それから、プラスチックごみが質問にありましたけども、プラスチックごみの分別収集につきましては、広域ごみ処理施設の資源化施設の整備に伴いまして、以前より御説明申し上げているとおり、施設の開業に合わせまして実施する予定としております。

それから雑紙につきましては、令和3年度、雑紙保管袋を作成しまして市内配布をしたところ、雑紙回収の取組が周知が進みまして、現在さらに今年度、回収拠点を市内に適正配置ということで始めたことによりまして、雑紙の資源化促進というものを目指しているところでございます。令和5年度には下田市ごみ減量塾というチラシを作成しまして啓発を行っております。

それから、生ごみ処理機キューロにつきましては、令和5年度に93人がモニター事業に参加をしていただきました。生ごみの削減に効果があるというような声が複数寄せられておりますので、キューロの普及促進に向けて今年度も引き続きモニター制度を継続してまいります。

それから2点目、事業系ごみの分別、ごみの減量化、資源化を実施するためのということで、4点御質問いただいております。

1点目、事業者に対しての雑紙の取組を求めていただきたいということですが、事業系ごみを搬入する事業者にはチラシ等を配布しまして、排出時の分別の徹底や機密書類の活用により資源化の協力をお願いするなどして周知を図っております。

東急ホテルさんによります雑紙回収ですとか、あるいは市内の寿司店あるいは洋菓子店等で独自に生ごみ削減の取組というものが行われている事業者というものもありますので、こうしたよい事例について情報提供、情報共有というものをより進めていきたいというふうに考えております。

2点目、仕出し弁当の箱やトレイ、プラスチック容器等の回収についての御質問ですが、事業系ごみにつきましては、事業者にはチラシ等を配布して適正な処理というものをお願いし

ているところでございます。事業者から排出される弁当の空き容器やペットボトル等の廃棄物については、許可業者または直接清掃センターに搬入されるかあるいは産業廃棄物処理業者に搬出されております。

それから3点目、学校給食やホテル、食堂等から配布される残飯、生ごみ等の処理についてと、4点目の南豆衛生プラントの汚泥の処理についてですけれども、上下水道課で検討中のバイオマス発電におきまして、学校給食等の生ごみや浄化槽汚泥については、活用が可能であるというふうに見込まれておりますことから、現在、南豆衛生プラント組合等の関係機関と連携し方向性を検討しているところでございます。

それから3点目、市営じんかい処理場が今後どのような運用されていくのかという御質問でございます。

基本構想の中で、中間処理から最終処分につきましては広域ごみ処理施設の役割というふうに整理されております。ですので、市営じんかい処理場は広域ごみ処理施設に処理を引き継ぐまでの間、引き続き市内の廃棄物処理を行ってまいります。また、収集運搬につきましては、広域ごみ処理施設整備後も市において市が主体となって実施していくこととしております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私のほうからは、下田港湾河口部の係留船の質問の中の賀茂地域水域利用推進調整会議についてお答えします。

この会議につきましては、昨年8月に開催され、放置艇の撤去指導を引き続き行うとともに、6年度以降は物揚げ場使用許可申請の提出を求めることや、放置艇禁止区域の新たな設定、また稲生沢川河口付近に係留するプレジャーボートの係留施設整備を検討する方針が示されたところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは3番の自衛隊員募集のための名簿提供の中止を求めるということで、①番の下田市では、自衛隊への名簿提供はどのように行われているのかとの御質問でございます。

下田市では、自衛隊法第97条に基づく法定受託事務として、自衛官募集事務を行っております。自衛隊への名簿提供につきましては、防災安全課におきまして自衛隊法施行令第120

条の規定に基づき、防衛大臣発出文書による募集対象者情報の紙媒体、または電子媒体での提出依頼があることや、利用目的後の破棄状況や適正管理事項が提出依頼文に明記してあるため、当該年度に18歳を迎える住民の住所、氏名、生年月日、性別の4項目について、住民基本台帳の所管課であります市民保健課に申請しまして、承認を得て提出してございます。

なお、令和4年度以降は自衛隊静岡地方協力本部からの提出依頼はなく、自衛隊への名簿提供は行っておりません。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市民保険課長。

○市民保険課長（吉田康敏） 私からは3つ目の質問、自衛隊員募集のための名簿提供の中止を求める中の2つ目、本人や保護者の承諾のない名簿提供はやめるべき、個人情報保護法や個人情報保護条例のプライバシー権や憲法第13条に定める個人の尊重と公共の福祉、生命、自由及び幸福追求の国民の権利をないがしろにするという部分の御質問にお答えさせていただきます。

個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しておりますが、個人情報保護委員会において、自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、法令に基づく場合に該当するという見解が示されております。本件は募集通知のための情報提供であり、議員の御指摘には当たらないと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） それでは、順次、個別に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、ごみは燃やさず分別して資源化するためにとということでございますが、プラスチックのごみの資源化は今の計画でいきますと、令和11年にならないと取り組まないと、そういう答弁と理解をいたしました。そういうことでよろしいのかと。そして既に令和3年度の決算報告におきまして、一般会計におきます事務事業と決算について、事業系ごみの削減に向け、事業系ごみの実績把握に対する事業者アンケートの実施を当議会は求めております。また、生活系ごみと事業系ごみの取扱いについて具体的に検証をして、それを削減する計画をつくっていただきたいと議会はこういう要請を既に令和3年度につくっております。にもかかわらず、プラスチックには法令で令和4年に施行がされているにもかかわらず、令和11年にならないと取り組まないとというようなこういう姿勢でよろしいのかと、まずお尋ねしたいと思っております。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） プラスチックの分別収集につきましては、資源化施設の供用開始は令和13年の予定でございまして、この令和13年に向けて準備を進めていく予定としております。

以上です。

〔発言するものあり〕

○議長（中村 敦） 発言の一応許可だけください。

12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 今の答弁では、令和11年ではなくて2年の先延ばししたから、13年になってようやくプラスチックの資源化に取り組むんだと。市長こんな姿勢でよろしいんでしょうか。ぜひともこれは、改めて、既に議会の総意として令和3年度に当議会は決算報告を取りまとめて取り組んでほしいとこういっているわけですから。にもかかわらず13年にならなければ具体的な措置は取りませんよとこういって答弁はいただけないと思います。ぜひ早急にこれは検討していただきたいと。

そういう意味では、ごみの約半数は紙ごみとプラスチックごみを合わせると5割から6割になると言われているわけです。今、雑紙も含めまして当市は取り組んでできていると。そうしますと、雑紙の取組によって、紙のごみの量のどのぐらいの量をこのことによって燃やさずに資源化してるのかと、取り組んでますよではなくて具体的に数字をこの3年間で例えば半減化しようとか、具体的な計画を持って削減をしていくという、こういう取組が求められているんだろうと思うんです。

焼却炉の建設は一部事務組合のほうでやるということになってますので、当課長さんが取り組むべき大きな課題の一つは、ごみの減量化以外にないんじゃないかと大きな柱の中では、そういう観点から考えたときに紙ごみはどのぐらい削減、雑紙の量としてどのぐらいになっているのかと、キエーロの取組によって生ごみのうち何%ぐらい、何キログラム、何トンがこのキエーロで処分されることになるのか。取り組んだということではなくて、具体的に削減をしていこうという目標や数量を明確にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） プラスチックの分別収集につきましては、これはこれまで3月定例会等でも回答しておりますけれども、新しい施設の整備に伴いまして選別あるいは梱包のラインそういったものを整備した上で、下田市の中でも新たに収集の体制というものを構



築しなければなりません。それには非常に大きなコストですとか人為的なものがそういったいろいろな課題があります。また、処理してくれる事業者があるのか、そういった取組に当たっての課題というものが解決していく必要があります。そういったものを含めまして、令和13年度の新しい施設の供用開始の中でそういったものを整備する、収集体制等につきましてもそれに向かって検討を進めて準備を進めていくというような予定でおります。

それから、紙ごみにつきましては、平成30年から雑紙回収というものを開始しているわけですが、この30年度から始まって令和3年ぐらいまではリサイクル収集の中で収集される紙ごみ、いわゆる雑紙等がおおむね3,000から3,500キロ程度の範囲内で計量として実績が上がっています。令和3年の1月に雑紙保管袋というものを作成して、周知も含めて回収を強化したところ、令和4年度にはリサイクルとして収集される雑紙が約5,400キロで、それ以外にこれまでちょっと量が少なかったのが計量していなかったんですけども、令和4年度の途中から直接センターに搬入される雑紙を計量を始めたところ約1万9,000キロ弱の持込みがありました。令和5年になりましてこのリサイクル収集での雑紙については6,000キロ、センターの持込みごみについては約2万7,600キロということで、着実に回収量については実績が増えているという状況でございます。

それ以外に、東京ホテルさんでやってるコアレックスさんというのが、こちらでも機密書類という形で契約しておりますけれども、令和5年度につきましては、約4万2,400キロの機密書類ということでリサイクルにしている状況でございます。

それから、キューロにつきましては、令和5年度から事業を開始して93人、昨年度モニターとして活動していただいておりますけれども、現在、提出していただいているデータというものを集計している途中ですので、現時点では数値として正確なところではありませんけれども、今現在、集計を済んでるところでも、大体世帯当たり、一月で5、6キロ程度の削減効果が出ているというような数値は出ておりますので、今年度、さらにモニターで皆さんに配布していただいた上で、今後の活用をどう広げていくかということも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 雑紙につきましては、そうしますと今の報告ですとリサイクルに5.4トン、5,400キログラムということで、センターに1万9,000キログラムですか、19トンほど来てるということですが、そうしますと例えば総合庁舎であるとかあるいは法務局であるとか、

いわゆる公共施設関係の紙ごみが多く出るようなところのごみは具体的にどう処理されてるのかと、清掃事務所のほうへ来てるのか、あるいはコアレックスや等々の方向で清掃事務所のほうには処理が来ない形で処理がされているのかと、こういうことを調査してきっちり協力をさせていただくということは必要になってくるんじゃないかと思うんです。

それで既にプラスチック類につきましては、あおきにしましても先ほどの業界というか業者の人たちが店の入り口にそれぞれボックスを置いて回収をするというようなことをやってきているわけですから、令和13年になってその施設ができないと対応をしないというようなことではなくて、分別収集を訴えればそれらの物を処理してくださる業界・業者の方がいらっしゃるって現状があるわけです。それらの努力をなぜしないで13年まで引き延ばすということをするのかと、ぜひともここは姿勢を改めていただいて、そういう施設がなくても生産者やそれを売っている人たちに協力を求めて燃やさないという方向が十分できるんじゃないかと。やはりそういう今、残念ながら裁判まで起こすというような形で、1市3町のごみの焼却炉が問題になってきていようかと思いますが、お互いが合意できる場所というところはごみを燃やさない、ごみを減らすという、資源化するということでは、当局も市民の皆さんもみんな一致しているわけです。そのところをやはり一生懸命やっていただくという姿勢を示さなくては、やはり合意する場所は全くないということになってしまうんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

あと、具体的に言いますと、法事や等々お葬式がありますと、どうしても100人単位あるいは何十人単位の仕出し弁当が発注されると。それらの今は容器であるとか、紙の容器やプラスチックの容器の場合もあろうと思いますが、それらのものはどう処理されているのかとそういう観点から私は調査をして、皆さんにこの会社はこういう提供してますよと資料を提供しました。ぜひともそういうものを利用して、利用者の皆さんと話し合っごみを削減をするという方向に大きくかじを切っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 議員のそうした社会を変えていくのをハード整備のスケジュールを待つまでもなく、もうどんどん積極的にやったらいかがかという御提案については、私は検討に値するというふうに考えました。

御承知のとおりマックスバリュ銀座店と東急に去る5月に回収ボックスが設置されました。これは、これまで調整をできてようやくそこまで至ったということで、私は担当の課の人たちがよくやってくれたというふうに思います。こういう回収拠点の整備というのをしっか

りやらないと、やはりリサイクルというのは進まないからですね。さらに言うと、その回収拠点に対して持っていくという意識づけがやっぱり必要だと思います。もともと13年に稼働するときにはそのようリサイクル社会になってるはずなんですけど、今からずっと何もしないでいて突然13年になったらはいと言ってもできませんので、やはり前もってそういった暮らしを変えるということは重要であろうかと思います。これについても今後前向きに検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） よろしくお願いいたします。

そういう点でちょっと続けていきたいと思いますが、やはりPTAが一定の資金確保を含めて段ボールであるとか瓶、缶であるとかの収集も団体でしていただいていると思いますが、これらの活動をどのように評価し、どのように推進しようとしているのか。やはりPTAだけではなくて各種団体のこういう取組を、全市民的な取組を進めていくべきではないかと思いますが、どのような見解と計画を持っているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） PTAかどうか分かりませんが、学校単位であったり、あるいは老人会であったり、いわゆる廃品回収という形で活動されている方々がございます。コロナ以前からそういった方たちに奨励金という形で補助金のようなものを支出しているわけですけれども、コロナ前に比べて今現在は活動がなかなかちょっと縮小してしまっていて、3分の1から半分以下程度の活動状況になっています。ただ、昨年コロナが5類に移行して、通常の生活が徐々に戻っている中で、昨年それから今年度にかけて徐々に活動が元に戻りつつあるのではないかというふうに考えております。

こういった資源化、廃品回収の活動については、リサイクル率の向上にもつながることですので、市としても積極的に奨励をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） PTAのお話が出ましたのでお答えしたいと思います。今の現状ということで、今、環境対策課長のほうが申し上げたとおりなんですけど、PTAとしてのごみ処理対策、ごみ処理という対策に値するか分かりませんが、議員御存じのように学校等で年1回ないし2回程度の資源ごみ回収それから廃品回収と称される活動を教職員、児童

生徒それから地域の皆さんとともに実施してきたところですが、先ほどお話ありましたとおり、コロナ禍を境にしてそれが多少縮小化してきたという現実はあります。ただ、学校によっては地域の方々それから保護者の皆さんが、各御家庭で出る資源ごみ、新聞、雑誌、空き缶など分別して、日常的に学校のほうに持ち運ぶというような形に変えているところもございます。これからごみの分別、それから減量化について、地域ですとか各家庭の認識を深めていくという必要があるかとは思っています。

先ほどの学校給食の残飯については、お話ありましたとおり給食センターで毎日残飯の計量をしなければいけないということで、それを終わった後、脱水機械にかけて分量を減らした上で清掃センターに持っていくと。それ以降については、先ほどお話ありましたとおりバイオマスに利用する方向で検討中ということでございますので、それ以降のことはちょっと今、私のほうから申し上げることができません。

減量化については、子供たちは日々食育という視点から残飯をより少なくするという方向で指導をさせていただいておりますし、給食センターのほうでその努力をしてくださっているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねいたします。

ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

では、1時10分まで休憩いたします。

午後0時4分休憩

---

午後1時9分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） ごみは燃やさず分別して資源化するためということで、ぜひともそういう意味では令和3年度におきます決算審査の結果も踏まえまして、事業系ごみのどこからどういうごみがどれだけ来てるのかということの調査やアンケート調査を含めて実施をしていただきたいと思います。既に、そういう意味では栄協さんとか下田ケミサプライあるいはサガミシードという回収の業者に調査をするということを実施していただければ、どこの事

業者からどういう具合のごみが来ているのかということは明らかになると思うわけでありませぬ。

私の調べたところでは、漁業の魚のあらは年間13トン、12トンから13トンの魚のあらを平金商事というところで自ら処理をしていると、清掃事務所には持ってきていないと。東急ホテルやプリンスホテル、この市内のホテルにしましても栄協さんやサガミシードを通じて市役所のほうに持って来ると、あるいは産廃に関わるものは産業廃棄物として処理しているということが明らかになるわけですので、調査をしようという気になってくだされば事業系ごみの3,876トン、これ4年度の数字ですけども、からの内容が明らかになると思うわけです。そういうものを明らかにしようという姿勢がなくては、ごみの処理計画が立たないということになるかと思えますので、ぜひともこの点をお願いをしたいと思えますが、いかがでしょうか。取り組んでいただきたいと、調査を。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 3月定例会でも申し上げましたけれども、一般廃棄物処理基本計画、現在、策定の見直しということで策定を進めておりますけれども、その中で事業者アンケートというものも実施しております。そういったデータを活用して今後事業系ごみといった取組もどのような形で政策を展開していくか検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） やってくださるという御答弁をいただいたと理解します。

それから南豆衛生プラントの汚泥774トンですが、これは学校給食の残飯も年間せいぜい11トンから12トンなんです、年間。774トンという数字が大変膨大な数字だということがこの比較で御理解いただけようかと思うんですが、これらのものは現在、土壌改良材として利用しているわけです。それを今度燃やしてしまうと、灰にってしまうというこういう計画というのはぜひとも見直しをして改めていただきたいと思うわけです。

それに関連しまして、先ほど市営じん芥処理場は今後どういう具合に運営していくのかと、今の計画ですと11年度に、失礼しました。6年度、7年度、恐らく8年までかかるかもしれませんが、都市計画審議会等にかけて手続を取ることになりますと、恐らく工事が始まるのは8、9、10と11年度にということになるかと思えます。この期間が2年から3年あるということになるかと思えますので、ぜひともこの期間で意見の違う市民も大勢いるわけですから、市長はぜひともそこら辺できっちり対話をしていただいて、意見が違って

も組み入れるところはどこかとお互いに歩み寄れるところはないのかと、こういう対話が私は必要だと思うわけです。ぜひともこういう対話をさせていただいて、当局の言い分だけではなくて相手の言い分の受け入れられるところは受け入れていただくというこういう姿勢をぜひとも取っていただきたいと思います。

さらに、都市計画審議会にかけるということになりますと、大体、汚泥処理センターも含めて全部で面積は自分の記憶でいくと2万1,000平米であります。そして新たなところがそのうちの3,200平米が新たなこの川向こうのところを指定するというようなことになろうかと思うんです。かつて、建設課長が都市計画審議会にかけなくてもいいような答弁やかけなきゃなんないよなという曖昧な答弁をされましたけど、それは川向こうの都市計画審議会にかかってないところを外すという、3,200平米を外して1万8,800平米ですか、そうしますと残り、ぐらいの現在使ってるところで処理ができれば、都市計画審議会の審議は要らなくなるとこういうことが裏にあるんじゃないかと思うわけです。

ところが今の計画は3,200平米の川向こうの今段ボールや等々を置いてるとこも含めて計画をしているので、都市計画審議会にかけなきゃなんないよなという仕組みになってるんだらうと思うんです。ですからそうしますと、例えば西伊豆町や松崎町から瓶や缶を下田に持ってきて、リサイクルというんでしょうか、資源化施設として計画することが妥当なのかどうなのかというようなことも再度検討していただくべき課題ではないのかとこういう具合に思うわけです。と言いますのは、令和11年度ないしは13年度まで今の清掃事務所をそれぞれ使うということになりますと建設計画と使ってるところとどうなるんだと、今の計画でいきますと、今、瓶、缶等を圧縮したりペットボトルを圧縮して梱包する場所に焼却炉をつくるということですから、そうしますとそこでやった仕事はどこでやるんですかと、できないじゃないですかと、こういうことになってこようかと思うわけです。片一方で今ある清掃事務所で燃やして、片一方でそうしますとリサイクルシステムをやってるところに新たな炉をつくるということになりますと、そこでやった仕事はどうなるんですかとこういう矛盾が出てこようかと思えますし、この1市3町の計画は下田市にとっても都市計画上どういうメリットとデメリットがあるのかというようなことを再度きっちり整理をしていく課題がある内容であると思えますし、操業しながら新たな建設ができるのかというようなことも再度チェックしなければならない課題だと思います。ぜひとももう1年時間を取って、意見の対立している市民ときっちり対話をさせていただいて、合意の下で了解を得られないにしてもより一層了解か、少しでも進むようなこの姿勢と努力を当局及び市長に求めたいと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） まず、都市計画の手續云々についてやるやらないという話があるということをお指摘なされたわけなんですけども、これは一貫して申し上げてますけども、施設計画の内容いかんによって、都市計画法または建築基準法に照らして必要な手續を決めるということになりますので、まだ施設計画が定まってませんので、行方をしっかり見定めながら手續を進めてまいります。

それからもう一つ大切なことは、対話が必要だというのは私も同感です。対話を市長が打ち切ったということをよく言われることがあります、あのときいらっしゃった方だったら分かるはずですよ。この中にもそこにいらっしゃった方がいたような気がしますが、私は何て言ったかという、同じ形ではやらないとそのとき申し上げたわけですよ。歩み寄るところが全く見られないので、残念ながらこの形はしようがないんじゃないかというふうには私はそこで申し上げたわけですよ。それをもって、対応を市長は打ち切ったというふうには断定して、それで私に対して様々な何ていうんでしょうか、御意見を、かなり厳しい御意見を言われたんですけども、そのところはしっかりとこの議事録をなんなら見直していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 施設整備基本計画の中で施設整備方針ということで、工期、工事期間中の過渡期の施設の整備の流れですとかその間のリサイクルあるいは焼却のやり方とか、そういったものも大まかな方針として記載されてますので、またそちらのほうで、これ以前にもお話ししたかと思っておりますので、御確認をいただければと思います。

以上です。

〔発言するものあり〕

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） まず、リサイクルヤードの仮設をつくりまして、現在のリサイクルヤードを壊すと、そこに新しい焼却施設を建てて現在の焼却施設を壊すと。そこに最終的に資源化施設を建てると、そういった形で焼却処理あるいは資源化に切れ目が生じないような形で工事を進めるという形で現在の方針は記載されております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 仮設をつくってやるというような形になってますので、都市計画決定、新たな場所が必要になってきますので、土地も造成しなきゃならんということになってくるわけです。しかし、資源化施設については、それぞれの町村でもあるわけです、場所は、ヤードは。下田でやらなきゃならないのかというようなことも含めてこの13年度、11年度から13年度までというような2年計画のようですので、十分期間もありますので、本当にこういう施設が下田へ持ってこなければならぬものなのかと1市3町でそれぞれの施設があるわけですから資源化施設については、他町村で分担をしていただくというようなことも含めて検討すべきじゃないかと。

それから、そういう意味では都市計画審議会、先ほどこういうことではないかという質問をしたわけですが、都市計画審議会の取組と下田市の清掃事務所との関係はどのように理解したらよろしいのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） リサイクル等々含めまして様々な協議を今広域的な形で進めているところでございます。都市計画の部分も含めまして、そういったところの合理性、妥当性というものを、今現在、沢登議員のほうでは裁判という形で訴えかけたというふうに理解しておりますので、こちらから現状でこれまでお答えしてきた部分は協議中ということでお答えしておりますので、そういうものにつきましては今現在答弁する、申し上げることはございません。

〔都市計画の担当課は建設課でしょと発言するものあり〕

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 先ほど市長が申し上げたとおり施設の概要が正式に決定した際に、都市計画決定というのは都市計画建築基準法に伴う手続が必要か等々を必要性を考えていくことが必要となります。その過程において都市計画審議会の窓口となる私としましては、そういったある程度審議会にかける前の段階でそういったものが出来上がりましたら、まず審議会を開いて勉強会等々開き、今後どのような手続が必要になっていくのかというのはできれば開催したいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 施設の整備は決定がされているので、それに伴って990万なにがしの一



部事務組合のほうでは資料をつくるための予算を通したんじゃないんでしょうか。そうだとすれば、いつ施設のこういう具合につくりますということは、いつどこでどういう具合に決定をされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 現在進められている組合の中で事業者選定という手続を今始めているわけですが、そういった中でこの施設整備基本計画を基本としまして検討されているところでございます。

[発言するものあり]

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 組合のほうで進められている事業者選定で要求水準書をこの秋に作成しておりますので、その中である程度明らかにされるかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 結構ですけどね。きっちり答弁していただきたいと。組合でやってんのはどこの事業者、この事業をやる事業者を誰にしようかということを決定をするんじゃないんですか、どういう施設をつくろうかということは既に決定されているという具合に理解をしますけども、その理解は間違ってるんでしょうか、どういう施設をするかということまでまだ決定してないんだと理解してよろしいんですか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 施設整備基本計画を基に事業者選定における要求水準書というところに向けて、今、詳細の検討をしているところです。

以上です。

[発言するものあり]

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 事業者選定の手続についてはもう既に始められておりまして、この秋頃に告示をするという予定で進んでおります。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 時間がもったいないから次へ移りますけれども、事業者選定というのは工事をやる事業者を誰にしようかという選定ですよ。その事業者がどういうものをつくる

うかということは、既に基本計画等々で機能的には定められているのではないのでしょうか。それはまた後ほど担当課のどこ行って聞きに行きますけども、やはり本議会でそういう答弁を繰り返してたんでは、事業としてお互いにかみ合うところがないと進まないということになってしまいますので、議長よろしくお取り計りを当局のほうに後ほど要請をしていただきたいと思います。

次に、そういうわけで先ほどの内容で一方的に主張するのではなく従来やってたような対話の仕方ではない対話の新たな仕組みを市長としては検討して、お話し合いに応じて合意点がどこにあるかということをお互いに努力し合うとこういう姿勢であるよとこういう答弁をいただいたと、大変ありがたく思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、河口の係留につきましては、私が心配をしますように市長もじくじたる思いで大変心配であると、こういう御答弁をいただいて大変ありがたく思いますが、この状況を見ますと、沈んでおりますのは第一光徳丸と第三十八海幸丸というこういう船になってまして、この第一光徳丸は神奈川県の方の船籍の船であると。第三は下田のようですけども、一度引き上げることを試みたけども、船が沈んじゃって持っていった機械で、重機で持ち上がらなかったとそういうことを県の担当者は言ってるわけです。ですから、所有者が一定の処理をしなければという見解に至ったけど現在は放置がされていると、こういう状態だろうと思うんです。

5隻の大きな50トンから総排水量60トンと思われる鉄の船が並べられてるわけですけども、既に一番岸目の第十六正福丸、正しい福の丸、呼び方はどう読むのか、間違ってるかもしれませんが、この船にはもう木が生え、木とか枝とか船からそういうものが生えてきてるんです。もう何十年もそこにあるのかなというのは想定をせざるを得ないような状態になると。船籍は静岡県下田市になってるんです。次は、二十一廣漁丸ということですが、これも静岡県下田市の船籍が双眼鏡で見ると船に書いてあるわけです。3隻目が第三十八福吉丸と読むんでしょうか。高知県幡多郡大月町と書いてあるんです。高知県の船だと、船籍がですね。そしてその奥は、第八庄福丸、庄屋の庄と福の丸という形で書いてありまして、これは大分県津久見市という具合に記載がされてると。そしてさらにその一番はじにありますのは、精晃丸という名前の表示がされてまして、これも大分県津久見市だと。まさに九州から四国から、神奈川県そしてこの下田とこういう船籍の船がここに、それからもう一つ、浜島三和丸と書いてある船が横に入ってるんですけど、これはちょっと船籍がどこか双眼鏡だけでは分からないというこういう仕組みになってるんですけども、船も僕もよく知らない

んですが、車検と同じように4年ごとに検査を県知事というか県がするような仕組みになってるんじゃないかと思うんですが、船籍や船主さんとどのような話し合いをどういう具合に進めてこられたのか、そういう場所に市の職員が立ち会われているのかどうなのか併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 所有者に関しましては、県のほうで調査をし把握しているところを市のほうで情報共有させていただいている状況です。

私が建設課今、3年目になるんですけれども、その期間において市と一緒に調査に当たったという事例はございません。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） ぜひ、これは大きな課題として県の担当者あるいは県知事のところまでいくような勢いで解決を目指す、図るということを取り組んでいただきたいと。恐らく車に車検があるように船にもそういう船検といいますか、安全に航行できるかという仕組みがあるんだと思うんです。そしてそれぞれの土地に登記簿があるように船籍にも登記をするというような仕組みがあるんだろうと思うんですよね。インターネットでそれぞれに調べてみますと、船検というのは大体このクラスの船ですと4年に一度はやらなきゃならないという具合に書いてあるわけです。そうしますと、ここに係留されている船は船検というものさえやってないんじゃないかと私は想定をするんですけれども、全く放置されてると。そして県の担当者は、この鉄船の部分、浜島三和丸を含めた6隻は、これはバイヤーといいますか、仲買の人がいてこれは古船として、古い船として売りに出してるんだと所有者は別にいるんだと、こういうことをおっしゃるわけです、県の担当者の課長さんや係長さんは。これは次地元の恐らく下田土木事務所の課長さんや係長さんだけに任せていくという形ではとても解決ができない課題ではないかと思うわけです。ぜひともこれをどのような形で進めていったら解決ができるのかと思えるのかお尋ねをしたいと思います。そして、これこそ防災のプロジェクトチームなりつくって、国や県に働きかけるということが必要ではないんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 沢登議員のおっしゃるようにこれはなかなか本当、まず、すみません。

漁船の登録番号というのがございまして、沢登議員がおっしゃるように船検というものが

必ずあって、私もこの状態を見る限りそういったものは通っていないと私も認識しております。そういった中でこれを解決するのは、数年というか過去からの課題となっていることも私は承知しております。下田市の港町ゾーンという中でも県が主導になりつつも、市も協力して対策に当たっていかうという話合いも行われた経緯もございますので、県に協力できることは協力しこの解決をどのようにできるかというものについて一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 下田港及び稲生沢川に、河口に係留されているプレジャーボートというんでしょうか。そういうものについては県条例があって、一定の取締りを、法的取締りの仕組みがあるんじゃないかと思うんですが、こういう大きな漁船については、ちょっとその条例で取り締まるという形でできるのかなというのは思いもするわけです。恐らくこれは下田市だけではなくて、下田と同じような条件を持った港はこういう廃船があるという実態になってるんだろうと思うんです。それこそこれは熱海の土砂崩れではありませんけども、大津波が来たときには誰が考えても大変な事態になるということは想定がつくことだと思いますので、ぜひともプロジェクトチームをつくっていただいて、知恵を結集をするということが必要ではないかと思うんです。

私自身は海上保安庁にも行きましたけども、この現在の状態の中では航行上は問題がないからというような返事を担当の係の方がしている状態ですので、下田市としての危機的な状況が残念ながら海上保安庁には伝わっていないのかなというような、こんな思いもしました。そして漁協にも行かまして航行上も問題があるとは思いますが、船の所有者の問題であるのでなかなか手が出せませんよというような形でそれぞれの担当と思われるところがすくんでるような形で取組が進められていないと、従って捨場がどんどん船が捨てられてる船が広がって行って、各県の船がこの下田に捨てられているというのはこういう現状になっているんじゃないかと思うわけです。

ぜひともそういう意味では、建設課長だけに任せておけばいいというような形ではなくて、防災の観点からも避難港の観点からも御検討いただいて、取組を強化していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） やはり廃船の問題でございますけれども、危機管理的には確か

にゆゆしき問題だと思っております。ですが、やはり管理となりますと稲生沢川になるのかそれとも下田港の管理のほうになるのかちょっと分かりませんが、まずはその県のほうと協力していきたいと思っております。また、必要に応じましてプロジェクトチームのほうをまた考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） よろしく申し上げます。念のために申し上げておきますと、この物揚場は静岡県が管理する施設です。許可なく係留はしないでください。下田港湾管理者静岡県下田土木事務所維持管理課、こういう表示看板が出されてるんですけども、担当課の公安課に聞きますと、ほとんどの係留船は許可が必要ですけども、許可が取っていない、許可を出してない状態だとかいうことを担当者は言っておりますので、土地と違って海の上の港湾の上の管理をするのは大変監視上、難しい、監視上の難しさがあるのかなと思はしますが、ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、自衛隊の募集のための名簿提供を求めるということで、令和4年度以降は自衛隊の募集の担当者のほうから要請が来てないので出してないということになります。

状況を見ますと、ダイレクトメールを出して応募してくる方はせいぜい1%だとかいう具合に言われてまして、この名簿を提供する自衛隊の側にとっても実際にそれで自衛隊員、兵士を募るといふことの効果というのはほとんどないという状態だろうと思うんですけども、それはどこに問題があるかという、自衛隊に各自治体が協力をさせるというこういう体制をつくっていかうというところに大きな目的があるんじゃないかとかいう具合に言われてるわけです。かつて自体がときの政府によって、兵隊として動員をして国民を動員していくというこういう仕組みと同じような仕組みをつくっておきたいということに問題があるんじゃないかとかいうことを指摘する方もありますが、具体的に先ほど紹介しましたニックネームって現高校生、ですからこの応募の誘いが来ましたのは18歳じゃなくて成人になる前の17歳時点で自衛隊から隊員になっていただきたいという案内状が来たと、その根拠は名古屋市がそういうものを提供してからだとかいうことになってこようかと思うわけです。

先ほど自衛隊法によってやってるからいいんだという、こういうことを言われてましたけども、未成年者、名古屋の例ですと2,993人の個人情報提供されたら、高校生に対する就職活動への合意の配慮がないんじゃないかと、自衛隊の提供の説明が本人に全くされてないうちに本人にも保護者にも知らされないうちに名簿が提供されていると。奈良市が法的根拠

を持たないままやっってるんだと。先ほども市民課長のほうから自衛隊法の97条第1項あるいはその施行令の120条によって、これはやっていいことなんだとこういうような御説明がございましたけども、それに対して疑問があるので裁判が起こされているということになっているわけです。自衛隊に提供してよろしいというこの自衛隊法97条第1項というのは、何人の方が受けたのかと、18歳の方が何人いるんだとこういう統計上の資料としては提供してもいいけども、個々人の名前、4項目です。住所、氏名、生年月日、性別、この4項目については、プライバシーの権利が個人情報によってきっちりと定められているんだと、2024年の法改正によってあるいは住民基本台帳の改正によって、今日ではこういうことを提供するのは法律的に違法であると本人の納得といいますか、了承を得ずして自衛隊から来たから提供するということが許されないんだとこういうことで裁判がかけられてきているわけですので、そこら辺のことは十分御理解をいただきたいという具合に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保険課長（吉田康敏） すみません、私のほうから今の議員の御質問の中で、一応個人の尊重をするというのはやはり基本的なことだと思っておりますので、そちらのほうは十分理解しているつもりです。ただ、今の状況での法の中では、これが違法かと言われるとまだそこまでのものがないもので、我々としてはやはり個人の承諾とかそういうところで今後、工夫しながらどのような形で本人同意を取るかというのをちょっとまた考えながらその辺は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登議員。

○12番（沢登英信） 皆さん御案内のように憲法9条、その中の第2項は2項の政府の見解は、自衛隊は戦力に該当しないんだと自衛の組織としての措置として武力行使を行う、日本が攻められたときにあるんだとこういう解釈を取っておりますが、国際法上は軍隊として武力を行使するもんだと、自衛隊員というのは兵士だということに定められているわけですね。したがって、ことを急に起これば自らの命をかけて相手をせん滅すると、殺傷する兵隊さんだということに服務規程がなされているわけです。

日本国憲法はその前文におきましても、あるいは13条におきましても、戦力の不保持、武力というのはそれは兵器だけではないとその兵器を使う自衛隊員なくして兵隊さんなくして戦力というのはあり得ないんだと、自衛隊員というのは兵士を募集をするんだと、こういうことになっているわけですので、それはこの憲法の定める、かつての戦争の反省をするとい

う立場からも慎重に対処すべきだという具合に私は思うわけです。

そういう点で、やはり黒船祭の式典に自衛隊の練習機というんでしょうか、あるいは輸送機なんでしょうか。2機が歓迎をするんだと言って式典の上空を飛行するとあるいは自衛隊に国を守っていただくんだと、いただいているんだとお世話になってますと、こういうような市長の御挨拶というのは私はいかがなもんかという具合に思うわけです。現状の憲法と照らして、かつて大変な戦争の惨禍に国民が巻き込まれたという、こういう歴史を踏まえて平和都市宣言をしている下田市の市長としてぜひとも平和を希求をしていただいて、一概にこういうような兵士を募るような募集には協力の姿勢はなるだけ取らないと、取れないということをお願いしたいと思うところですがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先般の黒船祭で私が国際平和に貢献している方がいらっしゃる、現場で汗をかいている人がいるということを申し上げました。議員もお見込みのとおり、日本の自衛隊は軍隊というふうな呼び方をしてなくて、自衛隊ですから、USABみたいに海軍というふうに分かりやすいところもあるんですけど、日本はMSDFと書くんですね。Maritime Self-Defense Forceですか。Maritimeというのは海のマリンのMaritimeですね。Self-Defense、自衛のForceと力というふうに呼んでいるわけです。

つまり、私たちの日本における自衛隊の存在の位置づけとしては、平和国家として保有している自衛の組織であるというふうなことだろうと思います。それとアメリカは明確に海軍ですとこのように言って自分の国をもちろん守るから防衛省、たしか防衛省といったと思うんですけど、国防省、国防省という言い方をしたと思いますけど、どこの国もどちらかという軍隊というふうに言うのは特殊な国で、どちらか皆さん自衛の組織ですよというふうな言い方をしていると思いますが、とは言いながら、日本で自衛官の人たちが今、数がすごく不足しているというふうなことをお聞きしています。地方自治体としてはそういった自衛官の募集というものにお手伝いをさせていただいて、うちの防災安全課のところにも自衛官募集の札が立っているわけでございます。

こうした国が行っている国防というものに対して、私たち地方公共団体が一定のお手伝いをするというのは、必要な行為であって不適切ではないと私は考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） これをもって、12番 沢登英信議員の一般質問を終わります。